

管理 No.	g020
--------	------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署:子ども未来部子ども育成課
(認定給付係 /内線:3723)

根拠区分	法律— — 条例	
処分の名称	児童扶養手当の支給の制限(所得限度超過)	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)
	根拠規定条項	第 9 条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号) 児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)
	基準規定条項	法(第 9 条)・施行令(第 2 条の 3 第 2 条の 4 第 3 条 第 4 条)
	処分基準	【受給資格者:父又は母】 1. 児童扶養手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第1項に定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、同条第2項の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。 2. 受給資格者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、児童扶養手当法施行令第2条の4第3項に定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。 ※裏面に続く
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外	
本票の作成日	平成 29 年 3 月 31 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	【根拠法令】児童扶養手当法 (支給の制限) 第九条 手当は、受給資格者(第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。 2 受給資格者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。